貸付申込書類一覧
（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭）

貸付種別	提出書類
各貸付けに共通のもの	①　貸付申込書〔整理番号 57〕 ②　貸付事業における個人情報に関する同意書〔整理番号 90〕（両面） ③　借入状況等申告書〔整理番号 91〕New ④　貸付借用証書〔整理番号 61〕 ⑤　申込人名義の「預金通帳」の写し（旧 金融機関届出印のページ）
一般貸付け 特別貸付け	⑥　貸付金額（借替えの場合は差引送金額）が 100 万円以上の場合は，必要額が確認できる次のいずれかの書類（100 万円未満の場合は不要） ・契約書の写し（請書，注文書，受注引受書　の写しでも可）（注１） ・請求書の写し ・領収書の写し　※ 支払い後，概ね１か月以内の申込みに限る。
教育貸付け	⑥　貸付対象者の在学証明書（原本）（注２） ⑦　教育貸付資金計画書〔整理番号 78〕 ⑧　上記⑦に記載した必要額が確認できる次のいずれかの書類 New 【学校に納入する費用の場合】（例）授業料，入学金等 学校が発行した納付書の写し，学校案内のパンフレット又はホームページの写し等　※ 納付金額及び納付期限日が記載されていること。 【上記以外の費用で，入学又は修学に伴う一時的な支払いに要する費用】 （例）単身生活のための家財道具購入費用，引越費用，アパート等の敷金・礼金に相当する費用等 ・契約書の写し（請書，注文書，受注引受書　の写しでも可）（注１） ・請求書の写し ・領収書の写し　※ 支払い後，概ね１か月以内の申込みに限る。 ⑨　団信制度に加入を希望する場合は，「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」（６枚複写）（注３）
災害貸付け	⑥　被災事実の証明書（り災証明書など，公的機関発行のもの）（注４） ⑦　被災現場の写真
医療貸付け	⑥　医療費を要する事実を証明できる書類（医師の診断書等）（注５）
結婚貸付け	⑥　次のいずれかの書類 ・結婚する事実を証明することのできる書類 （仲人の証明書又は結婚式場の挙式申込受理書の写し等） ・婚姻後６か月以内の申込みの場合は，婚姻の事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等） ・内縁関係の場合は，その事実を証明することのできる書類（住民票及び 民生委員の証明書又は所属所長の証明書等） ⑦　必要額が確認できる次のいずれかの書類 ・契約書の写し（請書，注文書，受注引受書　の写しでも可）（注１） ・請求書の写し ・領収書の写し　※ 支払い後，概ね１か月以内の申込みに限る。
葬祭貸付け	⑥　葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 〔整理番号　５７－１－②〕へ続く→

（葬祭貸付けの続き）	⑦　【葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合】（注６） ・葬儀又は法事等（葬祭対象者の死亡日から２か月以内に行われる服喪及び追悼等のための行事）を行う日時を明らかにする書類 【墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合】 ・購入日を確認できる書類 ⑧　必要額が確認できる次のいずれかの書類 ・契約書の写し（請書，注文書，受注引受書　の写しでも可）（注１） ・請求書の写し ・領収書の写し　※ 支払い後，概ね１か月以内の申込みに限る。

（注１）　商取引の慣行により，業者によっては「見積書」をもって注文書等に代える場合がある。その場合は，見積書の余白に「注文を受けました」という旨の注文先担当者の加筆と記名・押印を受けることにより当該見積書を「必要額が確認できる書類」として取り扱う。

＜「必要額が確認できる書類」として取り扱える見積書の例＞

平成○○年○○月○○日

お　見　積　書

公立　太郎　様

○○商会株式会社

名義人や宛名は,貸付けを申し込む組合員の漢字氏名（フルネーム）が記載されていること。

下記のとおりお見積り申し上げます。
合　計　額　１，１５５，０００円

品　名：ナソナル　プラズマＴＶ「RB26DETT」
価　格：１，１５５，０００円（税込み）
個　数：１台

必ず押印を受けること。

上記注文をお請けしました。
○○商会株式会社　代表取締役　四谷　花子

印

従業員等の手書きの証明で差し支えない。

（注２）　合格後，入学までの間に貸付けを申し込む場合は，合格通知書の写し（所属所長の原本証明要）を提出すること。
　また，外国の教育機関の場合は，証明書〔整理番号７９〕又はこれに準ずるもの(〔整理番号７９〕の項目を満たすものであること。必要に応じて日本後の翻訳文を添付)を提出すること。

（注３）　前回の教育貸付け時に加入している借受人が借替えを申し込む場合に，引き続き加入を希望するときは，新たに申込書を提出すること。
　なお，申込書及び手引きが所属所に無い場合は，共済組合まで請求すること。

（注４）　災害貸付けは，り災後３か月以内に申し込むこと。

（注５）　医療貸付けは，原則として，現に医療を受けている者に対して貸付けを行う。
　ただし，治癒した者についても治癒した日から１か月以内に貸付けの申込みがあった時は貸付けを行う。